

第2編

第2部 主な法案の審議状況(第102回通常国会:昭和59年12月1日～昭和60年6月25日)

1. 成立した主な法律

1. 成立した主な法律

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内 容								
84	59.12.25	59.12.25 (・厚生年金保険・船員保険は59.4.1 ・提出制国民年金は59.5.1 ・福祉年金指手当は59.6.1から適用)	国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律	<p>年金額等が引き上げられる。(59年度のスライド)</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険、提出制国民年金等…2.0%の引き上げ ・老齢福祉年金 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>月額25,100円</td> <td>→月額25,600円</td> </tr> </table> ・特別児童扶養手当 1級 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>月額37,700円</td> <td>→月額38,400円</td> </tr> </table> ・福祉手当 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>月額10,550円</td> <td>→月額10,800円</td> </tr> </table> 	現行	改正後	月額25,100円	→月額25,600円	月額37,700円	→月額38,400円	月額10,550円	→月額10,800円
現行	改正後											
月額25,100円	→月額25,600円											
月額37,700円	→月額38,400円											
月額10,550円	→月額10,800円											
34	60.5.1	61.4.1	国民年金法等の一部を改正する法律	<p>1. 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者にも拡大し、国民年金制度は全国民共通の基礎年金を支給する制度に再編成される。(老齢基礎年金の額は月額5^千円夫婦で10万円、(昭和59年価格))</p> <p>2. 厚生年金保険は基礎年金の乗せとしての報酬比例の年金を支給する制度となり、国民年金、厚生年金保険の全体で、「2階建ての年金制度」となる。また、船員保険の職務外年金部門を厚生年金保険に統合。</p> <p>3. 将来に向けて現在の給付水準を維持するとともに、将来の保</p>								

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
48	60. 6. 7	60. 8. 1	児童扶養手当法の 一部を改正する法律	<p> 除料負担の増大を抑える。 4. 基礎年金の導入によりすべての婦人に独自の年金権を保障するとともに、世帯類型に応じた給付を行う。 5. 障害年金の充実 (1) 20歳未満に初診日のある傷病により障害の状態にある者についても、20歳に達した時から障害基礎年金を支給する。 (現行の障害福祉年金の受給権者にも障害基礎年金を支給する。) 月額 1級 62,500円 2級 50,000円(昭和59年度価格)(現行の障害福祉年金は、月額 1級 38,400円、2級 25,600円(昭和59年度)) (2) 特別障害者手当(20歳以上の在宅の重度障害者) 月額 20,000円 1. 手当額を所得に応じて2段階制とする。 現行で年収361万円未満…一律に月額32,700円が (1) 年収171万円未満…月額33,000円 (2) 年収171万円以上300万円未満…月額22,000円に改正する。 2. 費用負担に地方負担を導入する。 新規認定分から都道府県が </p>

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内 容
60	60. 6. 14	60. 6. 14	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律	<p>10分の2を負担する。</p> <p>1. 恩給に準じて年金額が引き上げられる。</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害年金(公務傷病, 第一項症) 現行 60年4月分から 60年8月分から 4,068千円→4,210千円→4,240千円 ・遺族年金(公務死) 1,370千円→1,415千円→1,440千円 <p>2. 昭和60年4月1日における戦没者の遺族で, 同一の戦没者に関し, 公務扶助料, 遺族年金等の支給を受けている者がいないものに特別弔慰金として額面30万円, 10年償還の国債が支給される。</p> <p>医療特別手当等の額が引き上げられる。</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療特別手当 現行 改正後 月額104,400円→月額108,000円 ・健康管理手当 月額 25,600円→月額 26,500円 <p>年金額等が引き上げられる。</p> <p>(60年度のスライド)</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険, 拠出制国民年金等…3.4%の引き上げ ・老齢福祉年金 現行 改正後 月額25,600円→月額26,500円 ・特別児童扶養手当 1級 月額38,400円→月額39,800円 2級 25,600円→ 26,500円
61	60. 6. 14	60. 6. 14	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律	<p>医療特別手当等の額が引き上げられる。</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療特別手当 現行 改正後 月額104,400円→月額108,000円 ・健康管理手当 月額 25,600円→月額 26,500円 <p>年金額等が引き上げられる。</p> <p>(60年度のスライド)</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険, 拠出制国民年金等…3.4%の引き上げ ・老齢福祉年金 現行 改正後 月額25,600円→月額26,500円 ・特別児童扶養手当 1級 月額38,400円→月額39,800円 2級 25,600円→ 26,500円
68	60. 6. 18	60. 6. 18	国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律	<p>〈注〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険・給付保険は60.4.1 ・拠出制国民年金は60.5.1 ・福祉年金諸手当は60.6.1から適用 <p>年金額等が引き上げられる。</p> <p>(60年度のスライド)</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険, 拠出制国民年金等…3.4%の引き上げ ・老齢福祉年金 現行 改正後 月額25,600円→月額26,500円 ・特別児童扶養手当 1級 月額38,400円→月額39,800円 2級 25,600円→ 26,500円

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容						
72	60. 6. 25	60. 6. 25	優生保護法の一部を改正する法律	<p>• 福祉手当 月額10,800円→月額11,250円</p> <p>受胎調節実地指導員が医薬品の販売業の許可を受けることなく避妊薬の販売を行う期限を昭和65年7月31日まで延長する。 (現行60年7月31日まで)</p>						
73	60. 6. 25	62. 4. 1	栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律	<p>1. 栄養士免許は、指定養成施設卒業者のみに与えることとし、栄養士試験は廃止する。</p> <p>2. 管理栄養士の登録は、管理栄養士国家試験に合格した者についてのみ行うこととし、無試験で登録を行う制度は廃止する。</p> <p>3. 厚生大臣が定める基準により、都道府県知事が指定する集団給食施設には、管理栄養士を置かなければならないこととする。</p>						
74	60. 6. 25	61. 6. 1	児童手当法の一部を改正する法律	<p>1. 支給対象児童の範囲を第3子以降から第2子以降に拡大する。</p> <p>2. 支給期間を義務教育終了前までから義務教育就学前までとする。</p> <p>3. 手当月額を</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>支給せず→2,500円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>(1人につき) 5,000円→5,000円</td> </tr> </table> <p>とする。</p>	現行	改正後	第2子	支給せず→2,500円	第3子以降	(1人につき) 5,000円→5,000円
現行	改正後									
第2子	支給せず→2,500円									
第3子以降	(1人につき) 5,000円→5,000円									

第2編

第2部 主な法案の審議状況(第102回通常国会:昭和59年12月1日～昭和60年6月25日)

2. 政府が提出した法律案

2. 政府が提出した法律案

提出年月日	状況	法律案名	内容
59. 4. 4	継続審議	医療法の一部を改正する法律案	<p>医療制度の見直しとして</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県において地域医療計画を策定する。 • 医療施設相互の機能確保の確保 • 必要な医療機能の体系的整備 • 無秩序な病院病床の増加のコントロールにより地域医療のシステム化を推進する。 2. 医療法人の運営の適正化を図る。 • 法人の組織、指導監督に関し規定の整備を行う。
60. 4. 20	審査未了	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	<p>社会保険関係の地方事務官制度を廃止し、従来都道府県知事に委任していた社会保険関係事務は、老齢福祉年金関係事務を除き厚生省において処理する。</p>